ご存知ですか？

ごみの収集方法がかわりました

▲ 増え続ける生活ゴミ。これからは指定された袋で……

すでに回覧文や有線放送などでご承知のことと思いますが、山武郡環境衛生事業振興組合で行っているゴミの収集方法が、四月より従来のポリ容器から、組合で指定した袋にかわりました。

今後、指定された袋以外の容器等で出したゴミは収集されませんので充分ご注意ください。

◎ゴミを出すときは

①必ず組合指定の袋に入れて出してください。

②ダンボールのように袋に入らない物は、指定の袋を表にし、束ねてから出してください。

③水分のある物は、水をよく切ってから袋に入れてください。

④ゴミは収集日の朝に出してください。収集日前に出しますと、野犬や猫が袋を破ったり、ゴミをちらかしたりすることがあります。

次のようなものは収集されません。

①指定の袋以外の容器等で出した場合。

(2)空缶や空ビン、その他不燃物および危険物など。

※このようなゴミなどを出している方をみかけたら、注意するか、または空港環境対策課までご連絡ください。

◎収集場所は清潔に

町内に二百か所以上ある収集場所は個人の土地をお借りしていますので、所有者にご迷惑をかけないためにも、収集場所は利用するみなさんで常に清潔にしておきましょう。

◎指定の袋の販売は

空港環境対策課で扱っています。一枚一四〇円で、二〇枚一組となっていますが、何枚でもお求めになれます。

なお、従来の手数料は袋代に含まれていますので、袋を購入したことにより手数料を納めたことになります。

◎空缶、空ビン等の処理は

期日、場所など、各地区ごとに総務員さんの指示に従って共同処理してください。

（空港環境対策課）

せんきょだより（その三）

投票できる人とできない人

選挙人名簿への登録は、選挙管理委員会が職権によって行いますが、登録されるためには、登録の基準となる日現在において次の要件を満たしている選挙人でなければなりません。

(1)満二十歳以上の日本国民であること。

(2)横芝町に住所を有する者であること。

(3)住民票が作成された日（他の市町村から住所を移した者については転入届の届出をした日）から引続き三か月以上横芝町の住民基本台帳に記録されている者であること。

(4)次に掲げる要件に該当する者以外であること。

○精神異常者などで、裁判所から禁治産の宣告を受けている者。

○禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行中の者。

○禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなるまでの者。

○法律で定めるところにより行われる選挙、投票または国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者。

○選挙犯罪による処刑者で選挙権が停止されている者。

以上の要件に該当する人が選挙人名簿に登録される者ですが、これらの登録は、毎年九月一日現在により九月十日に登録する定時登録と、選挙のつど行われる選挙時登録があります。

（注、定時登録の基準となる日は毎年九月一日であり、選挙時登録の基準となる日は選挙管理委員会が定めて告示することになっています。）

なお、選挙人名簿登録の際にすでに登録される資格を有していた者の登録もれがあった場合には、その者が引続きその資格を有している場合に限り登録をすることができます。これを補正登録といいます。したがって、市町村の選挙管理委員会では、選挙人からの申出等によって登録もれを知った場合には、投票日でもこの補正登録を行い、その選挙人が投票できるようにしています。

次回は「投票日に投票ができないとき」を掲載する予定です。